	同　大字矢留字中原	九一六番二、九一六番三、九一六番四、九一六番五、九一六番六、九一六番七、九一六番八、九一六番九、九一七番二のうち実測一八二・七〇平方メートル、九一七番四、九一九番二、九一九番四、九一九番五
		右の地域に介在する道路敷及び水路敷、福岡県行橋市南泉一丁目一四二番三と同南泉一丁目一五二番に挟まれ同南泉一丁目一五〇番と同南泉一丁目一五四番に挟まれるまでの道路敷のうち実測六三・七九平方メートル、同南泉一丁目一二五番七二と同南泉二丁目一二五番一一〇に北接する水路敷に挟まれ同南泉一丁目一五九番三と同南泉二丁目一五七番一三に挟まれるまでの道路敷のうち実測一〇六一・一三平方メートル、同南泉二丁目五七番五に西接し同南泉二丁目六〇番二に南接するまでの道路敷、同南泉二丁目六〇番三に北接し同南泉二丁目六三番二と同南泉二丁目一五五番三に挟まれるまでの道路敷、同南泉二丁目六六番二と同南泉二丁目一二五番一〇九に挟まれ同南泉二丁目一二五番一四七と同南泉二丁目一二五番一四九に挟まれるまでの道路敷、同南泉二丁目六四番三に北接し同南泉二丁目一二五番三八と同南泉二丁目一二五番五六に挟まれるまでの水路敷、同南泉二丁目一一七番三九と同南泉二丁目一二五番一四二に挟まれ同南泉二丁目一二五番一一〇に北接するまでの水路敷のうち実測一七四・四〇平方メートルを含む。
		備考　一筆の土地、道路敷及び水路敷のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を福岡県教育委員会及び行橋市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
三雲・井原遺跡	福岡県糸島市三雲字加賀石	五二番、五三番、五四番、五五番
	同　字番上	三二七番、三三〇番、三三二番
	同　字南小路	四五三番一、四五三番二、四五三番三、四五四番
城久遺跡	鹿児島県大島郡喜界町大字山田字山田半田	七九一番一、八一〇番四、八一一番三、八一三番三
	同　大字城久字半田口	一三一一番二、一三一二番一、一三一二番二、一三一三番一、一三一四番一、一三一五番一、一三一五番二
	同　大字滝川字前畑	六八〇番一、六八二番一、六八二番二、六八三番二、六八四番一
	同　大字城久字大フウ	一一七六番一、一一七七番一、一一七八番一、一一八二番一、一一八二番三、一一八四番一、一一八四番二、一一八八番一、一一九一番一、一一九七番一、一一九八番一、一一九九番一、一二〇二番一、一二〇三番一、一二〇四番一
	同　大字城久字大フサ	九六五番一、九六九番一、九六九番三
	同　大字城久字半田	一一〇〇番四、一一〇一番一、一一〇一番三、一一〇二番一、一一〇三番二、一一〇四番一、一一〇六番一、一一〇七番一、一一〇九番二、一一一〇番一、一一一〇番二

史跡　八幡浜街道笠置峠越　指定地域参考図

